

2013年12月16日

小児科専門医研修施設
指導責任医 各位

公益社団法人日本小児科学会
会長 五十嵐 隆
中央資格認定委員会
委員長 有阪 治

専門医制度が大きく変わります！

研修プログラムの評価・認定、研修施設の評価・認定、小児科専門医の認定、
これらは学会ではなく、中立的第三者機関が行うことになります。

日常診療でご多忙の中、優れた専門医を育成するために小児科学会専門医研修施設としてご活動いただき心より御礼申し上げます。

第1報（2013年9月）でお知らせしましたとおり、研修プログラムを持つ「基幹研修施設」の認定および専門医の認定は第三者機関によって行われることになるため、各基幹研修施設は研修プログラムを第三者機関に申請し、研修プログラムが適正か否かの審査を受けることになります。

第三者機関によって認定された「基幹研修施設」は、新制度のスタート（2017年4月）に向けて、2016年度始めには2年目の初期臨床研修医（2014年に初期研修をスタートした医師）に対して、研修プログラムを提示し「専攻医」（専門医取得をめざす研修中の医師の名称を「専攻医」と表現します）の募集を開始することになります。認定されなかった施設は、ほかの基幹研修施設の研修プログラムの関連研修施設として傘下にはいることとなり、自施設では専攻医の募集はできなくなります。

小児科学会では、2014年度中（2015年3月末まで）に「基幹研修施設（+関連研修施設群）」候補を選定する事前審査を行います。ただし、締切りが数か月延期となる場合があります。基幹研修施設の認定を希望される施設には研修プログラム(案)を作成していただきます。専門医制度整備指針（第4版）と専門医制度研修プログラム整備指針には、アウトライン的なモデルが提示されていますので、それに沿った形の研修プログラム申請書式を委員会として作成しましたのでお送りします。ただし、今後、機構側の意向により申請書書式が多少変更される可能性もありますので、最終的な申請書は来年1月中（予定）に小児科学会HPにアップいたします。

事前審査の申請期間につきましては、メールでご案内し、申請書は小児科学会HPからダウンロードができるようにいたします。

基幹研修施設の認定を希望される施設は、プログラム（案）作成に向け、ご準備をお願いいたします。